

議事要旨(3)「退職給付専門委員会における検討状況について」

秋葉統括研究員から、資料「審議資料(3)厚生年金保険法改正に伴う会計上の論点」に基づき、ここ最近 2 回に開催された専門委員会の審議状況について、以下のとおり説明された。

単独設立型の厚生年金基金の会計処理について、専門委員会では 2 つの考え方が検討されている。現行の退職給付会計基準に基づく考え方によれば、代行部分は退職給付会計基準の対象となり、その債務は PBO となる (A 案)。一方、現行の退職給付会計基準を見直すべきという考え方では、厚生年金基金は、代行部分は公的年金と考え、退職給付会計基準の対象ではないとし、仮に退職給付会計基準の対象に含めるとした場合は、その債務は最低責任準備金となる (B 案)。後者の考え方を説明する方法として、法改正により厚生年金基金を持つ企業は最低責任準備金以上負担しないことを会計に反映させるよう、代行部分は厚生年金基金の行う借入金と考え、年金資産から控除すると考える案が検討された。しかし、給付責任が事業主にあるので、擬制しすぎているなど否定的な見解が多かった。また、「企業の負担率」という基礎率を用いた発生給付評価方式による会計処理方法が提示されたが、給付とは関係のない最低責任準備金を用いる処理方法となるため、否定的な意見が多かった。

今回の法改正により、財政計算上、企業の負担すべき金額は最低責任準備金であることは基本的に専門委員会において確認されたが、会計への反映の仕方については、法改正による負担の軽減は、交付金の交付の都度認識する考え方 (A 案 多数派) と最低責任準備金以上負わないことを会計上即時に反映する考え方 (B 案) が並存している。今回参考として添付した資料「厚生年金基金に関する交付金の会計処理に関する当面の取扱い (案)」を公表物とすることも検討している。

これにつき、以下のような発言があった。

- ・ 最低責任準備金を上回る負担を企業が負わないという共通理解において、「当面の取扱い (案)」の参考に記載されている、A 案が示す 4 つの論拠は、会計の見方である。資料(3)の A 案による負担の軽減の会計への反映の仕方は「法改正に即っている」という記載は書きすぎではないか。
- ・ 退職給付の会計は現金主義ではないので、交付の都度、交付金を認識するというのではなく、実態にあった会計モデルを提示することをお願いしたい。
- ・ 制度上、最低責任準備金以上のリスクがないとしても、会計上、即時にすべて反映することにはならないのではないか。

これらの意見を踏まえ、修正加筆した「当面の取扱い (案)」を専門委員会において審議し、企業会計基準委員会に諮ることとされた。

以上

(財)財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。